

●日常生活用具

用具名		対象障がい種別										
耐用年数(年)	基準額(円)	視覚	聴覚	平衡機能	そしゃく	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部	知的	難病

●介護・訓練支援用具

特殊寝台*		-	-	-	-	-	-	1・2級	-	-	-	寝たきり
5	154,000	・18歳以上に限る										
特殊マット		-	-	-	-	-	-	1級	1級	-	重度3歳以上	寝たきり
5	19,600	・下肢・体幹：18歳未満は1・2級 ・3歳以上に限る										
特殊尿器*		-	-	-	-	-	-	1級	1級	-	-	排尿困難
5	67,000											
入浴担架		-	-	-	-	-	-	1・2級	1・2級	-	-	-
5	82,400	・3歳以上に限る										
体位変換器*		-	-	-	-	-	-	1・2級	1・2級	-	-	寝たきり
5	15,000	・下着交換に介護を要する方 ・学齢児以上に限る										
移動用リフト*		-	-	-	-	-	-	1・2級	1・2級	-	-	下肢・体幹
4	159,000	・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る（3級以上） ・3歳以上に限る										
訓練いす		-	-	-	-	-	-	1・2級	1・2級	-	-	-
5	33,100	・3歳以上18歳未満に限る										
訓練用ベッド		-	-	-	-	-	-	1・2級	1・2級	-	-	下肢・体幹
8	159,200	・3歳以上18歳未満に限る										

用具名		対象障がい種別										
耐用年数(年)	基準額(円)	視覚	聴覚	平衡機能	そしゃく	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部	知的	難病

●自立生活支援用具

入浴補助用具		-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	●	
8	90,000	・入浴に介助を要する方 ・3歳以上に限る											
便器		-	-	-	-	-	-	1・2級	1・2級	-	-	常時介護	
8	4,450 手すり付 5,400	・学齢児以上に限る											
T字状・棒状つえ		-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	
3	3,000 夜光材付 4,200	・つえを使用することにより歩行し得る方											
移動・移乗支援用具		-	-	3級以上	-	-	-	3級以上	3級以上	-	-	下肢	
8	60,000	・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がい）に限る（3級以上） ・3歳以上に限る											
頭部保護帽*		-	-	1・2級	-	-	-	1・2級	1・2級	-	てんかん	-	
3	15,200 スポンジ・革を主材料 36,750 スポンジ・革・プラスチックを主材料	・知的または精神障がいであって重度のてんかん発作等により頻繁に転倒する方 ・レディメイドは左の額の80%以内											
特殊便器		-	-	-	-	-	1・2級	-	-	-	重度	上肢	
8	151,200	・自ら排便後の処理が困難な方 ・学齢児以上に限る											
火災警報器		1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	重度	-
8	15,500	・身体障がい1・2級または重度知的障がいであって、火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯											
自動消火器		1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	1・2級	重度	●
8	28,700	・身体障がい1・2級または重度知的障がいであって、火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 ・難病であって、火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯に準ずる世帯											

用具名		対象障がい種別										
耐用年数(年)	基準額(円)	視覚	聴覚	平衡機能	そしゃく音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部	知的	難病	
電磁調理器		1・2級	-	-	-	-	-	-	-	-	重度	-
6	41,000	・視覚障がいにあつては視覚障がい者のみの世帯 ・18歳以上に限る										
歩行時間延長信号機用信号装置*		1・2級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	7,000	・学齢児以上に限る										
聴覚障がい者用屋内信号装置*		1・2級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	87,400	・聴覚障がい者のみの世帯で日常生活上必要と認められる世帯 ・18歳以上に限る										

●在宅療養等支援用具

透析液加温器*		-	-	-	-	-	-	-	じん臓3級以上	-	-	
5	51,500	・自己連続携帯行式腹膜灌流による透析療法を行う方										
ネブライザー(吸入器)		-	-	-	-	-	-	-	呼吸3級以上	-	呼吸	
5	36,000	・呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる方 ・学齢児以上に限る										
電気式たん吸引器		-	-	-	-	-	-	-	呼吸3級以上	-	呼吸	
5	56,400	・呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる方 ・学齢児以上に限る										
酸素ポンプ運搬車		●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	
10	17,000	・18歳以上に限る										
視覚障がい者用体温計(音声式)*		1・2級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	9,000	・学齢児以上に限る										
視覚障がい者用体重計*		1・2級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	18,000	・18歳以上に限る										

用具名		対象障がい種別										
耐用年数(年)	基準額(円)	視覚	聴覚	平衡機能	そしゃく音声・言語・	上肢	下肢	体幹	内部	知的	難病	
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人工呼吸
5	157,500	・人工呼吸器の装着が必要な方										

●情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置*		-	-	-	●	●	●	●	-	-	-	
5	98,800	・発声、発語に著しい障がいのある方 ・学齢児以上に限る										
情報・通信支援用具		1・2級	-	-	-	1・2級	-	-	-	-	-	
6	100,000	・学齢児以上に限る										
点字ディスプレイ*		1・2級	1・2級	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	383,500	・視覚障がい1・2級であって聴覚障がい1・2級の者が必要と認められる方 ・18歳以上に限る										
点字器*		1・2級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
標準型												
7	32マス18行 両面書 真鍮板製 10,400 プラスチック製 6,600											
携帯用												
5	32マス4行 片面書 アルミニウム製 7,200 プラスチック製 1,650											
点字タイプライター*		1・2級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	63,100	・就労若しくは就学しているかまたは見込まれる方										

用具名		対象障がい種別										
耐用年数(年)	基準額(円)	視覚	聴覚	平衡機能	そしゃく音声・言語・	上肢	下肢	体幹	内部	知的	難病	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー※		1・2級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	・学齢児以上に限る										
視覚障がい者用活字文書読上げ装置※		1・2級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	99,800	・学齢児以上に限る										
視覚障がい者用拡大読書器※		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	198,000	・本装置により文字等を読むことが可能になる方 ・学齢児以上に限る										
視覚障がい者用時計※		1・2級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	触読式 10,300 音声式 13,300	・18歳以上に限る ・音声式は手指の聴覚に障がいがある等触読式の使用が困難な方										
聴覚障がい者用通信装置		—	●	—	●	—	—	—	—	—	—	
5	71,000	・聴覚または発声・発語に著しい障がいがある方でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ・学齢児以上に限る										
聴覚障がい者用情報受信装置※		—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	88,900	・本装置によりテレビの視聴が可能になる方										
人工喉頭※		—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	
①笛式 4	5,000 気管カニューレ付 8,100	・喉頭摘出者										
②電動式 5	70,100											

用具名		対象障がい種別										
耐用年数(年)	基準額(円)	視覚	聴覚	平衡機能	そしゃく音声・言語・	上肢	下肢	体幹	内部	知的	難病	
福祉電話(貸与)*		●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	
	83,300	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者2級以上</li> <li>・外出が困難な身体障がい者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方</li> <li>・ファックス被貸与者で障がい者のみの世帯</li> <li>・18歳以上に限る</li> </ul>										
ファックス(貸与)		-	3級以上	-	3級以上	-	-	-	-	-	-	
	7,700	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方で電話によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみ世帯</li> <li>・18歳以上に限る</li> </ul>										
視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)*		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	1,030,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字図書館等に設置することにより共同利用する</li> <li>・学齢児以上に限る</li> </ul>										
点字図書*		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の入手を主に点字によって行っている方</li> </ul>										
人工内耳外部装置		-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	200,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工内耳を装着して5年が経過している方</li> <li>・医療保険の適用を受けられないものに限る</li> </ul>										
人工内耳電池		-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
	専用電池 2,500/月 専用充電池 20,300/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工内耳を装着している方</li> <li>・専用電池と専用充電池および充電器の併用は不可</li> </ul>										
人工内耳用充電器		-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	30,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工内耳を装着している方</li> <li>・専用電池と専用充電池および充電器の併用は不可</li> </ul>										
人工内耳用イヤモールド*		-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
	9,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工内耳を装着している方であってイヤモールドの使用が必要と認められる方</li> </ul>										
視覚障がい者用地デジ対応型ラジオ		2級以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	29,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ音声放送を受信できる機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの</li> </ul>										

用具名			対象障がい種別									
耐用年数(年)	基準額(円)		視覚	聴覚	平衡機能	音声・言語・そしゃく	上肢	下肢	体幹	内部	知的	難病

●排泄管理支援用具

ストマ用装具*			-	-	-	-	-	-	-	ぼうこう・直腸	-	-
	蓄便袋 8,600/月											
	蓄尿袋 11,300/月		・施設入所者を含む									
紙おむつ			●	●	●	●	●	●	●	●	-	-
	12,000/月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマ用装具を装着することのできないぼうこう・直腸機能障がい者</li> <li>・排尿排便の意思表示の困難な方で紙おむつの使用が必要と認められる方</li> <li>・3歳以上に限る</li> <li>・施設入所者を含む</li> </ul>									
収尿器*			-	-	-	-	-	-	-	ぼうこう・直腸	-	-
1	【男性用】 普通型 7,700 簡易型 5,700											
	【女性用】 普通型 8,500 簡易型 5,900		・ぼうこうまたは直腸機能障がい者									

●居宅生活動作補助用具

住宅改修費			-	-	-	-	-	3級以上	-	-	-	下肢・体幹
	200,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢、体幹機能障害者又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）（3級以上）</li> <li>・65歳以上の方、40歳以上で介護保険の認定を受けることができる方は対象となりません。</li> </ul>									
特殊便器への取替			-	-	-	-	2級以上	-	-	-	-	-
	200,000											

備考 種目欄の※の種目の内、消費税が課税されない物品については基準額の100分の106に相当する額をもって上限とし、消費税が課税される物品については、基準額の100分の110に相当する額をもって上限とする。